

車体全面広告ガイドライン

平成 20 年 6 月 3 日 建設局長決裁

1 趣 旨

車体全面広告は、公共的な交通機関又は貨物自動車運送事業の用に供する車体に表示されるものであり、他の車両の運転者や歩行者等の安全を阻害しないものであることはもちろん、そのデザインや色彩について、景観及び風致と調和し、周囲の環境と美しい相乗効果を生み出すようなものとする等、利用者や市民が好感を持ち、車両に魅力を感じるようなものとなるよう十分配慮したものでなければならない。

このガイドラインは、屋外広告物に係る取扱基準（平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁）第 5 項の規定に基づき、車体全面広告の許可の申請に当たり市長に事前協議を行う者が、特に遵守すべき事項等について定めるものである。

2 安全に関する事項

車体全面広告は、構造上安全で、公衆に対して危害を及ぼさないものとする。

また、道路交通の安全を阻害しないよう、次の事項を遵守すること。

- (1) 発光、反射、蛍光色等により運転者を幻惑させるおそれのないものとする。
- (2) 電光表示装置（ネオン、LED 等）及び照明装置を使用しないこと。
- (3) 映像装置を使用しないこと。
- (4) 信号機、道路標識、方向指示器、制動灯等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのないものとする。
- (5) デザイン及び色彩は、警察車両、救急車、消防車等と混同するおそれのないものとする。

3 自主的な取り組み事項

利用者や周辺住民の安全・安心を確保し、利便を図るため、車体全面広告の内容、デザイン、色彩及び表示方法に関する自主的基準を設けるなど、自主的な取り組みを行うこととし、次の事項を遵守すること。

- (1) バスの車体の前面には広告を表示しないこと。
- (2) 事業者名及び行先表示・路線名等について、利用者が容易かつ明確に識別できるよう、車体の見やすい位置に表示することとし、広告との差別化を図ること。
- (3) 表示内容は、公の秩序や善良な風俗に反しないものとし、人権侵害、差別、誹謗中傷、名誉毀損等に当たる表現や、暴力や犯罪を肯定又は助長するような表現、卑猥又は残酷な描写はしないこと。また、射幸心をあおるような表現を避け、違法又は反社会的な業態や商品、特定の政治活動や宗教活動に関わるものとはしないこと。

4 広告のデザイン、色彩及び表示方法に関する事項

車体全面広告は、景観及び風致と調和し、周囲の環境と美しい相乗効果を生み出すようなものとし、さらに、利用者や市民が好感を持ち、車両に魅力を感じるようなものとなるよう、次の事項を遵守すること。

- (1) レイアウトは、広告面だけでなく車体全体のデザインに配慮し、車体の形状を生かした、統一感のあるものとする。こと。
 - ① 窓面及びドアのガラス面には表示しない。
 - ② 車体の窓から上の部分には文字等による広告を表示しない。
 - ③ 一車体に表示する広告は、一広告主によるものとする。
 - ④ デザイン上の中心となる部分とその他の部分の関係を考慮して、それぞれの役割に応じた適切な大きさ・配置とし、全体として散漫な印象を与えないレイアウトとする。
 - ⑤ 表示内容（図）は、背景（地）とバランスのとれた大きさ・配置とし、全体にゆとりを持たせたレイアウトとする。
- (2) 表示内容はイメージを主体としたものとし、情報過多としないこと。
 - ① 具体的な営業内容を訴えるようなものを避け、企業・商品等のイメージを主体としたものとする。
 - ② 文字による表示を極力減らす。
 - ③ 小さな文字やイラスト、写真等を使用する場合には、内容が容易に判別できるような数・配置とする。
 - ④ 見る人に圧迫感を与えるような、極端に大きな文字やイラスト、写真等を使用しない。
 - ⑤ 同一の表示内容（同じ文字、イラスト、写真等）を繰り返さない。
- (3) 色彩は、景観や風致、周辺環境に配慮し、けばけばしい印象を与えないものとする。こと。
 - ① 広告の地色は原則として一色とし、コーポレートカラーであっても原色の使用は避ける。
 - ② 使用する色数を抑え、基調となる色を統一する。
 - ③ 高彩度色の使用はできるだけ控え、やむを得ず使用する場合には小さな面積に抑える。
 - ④ 補色（赤と青緑、黄と紫など）や、それに近い色を組み合わせる使用することはできるだけ控え、やむを得ず使用する場合には、小さな面積に抑える。

附 則

この車体全面広告ガイドラインは、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。